

米子市農業委員会倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）が、収賄を始めとする信用失墜行為を再び起こすことのないよう決意し、農業委員等に求められる倫理規範を確認することにより、職務執行の公平性及び公正性に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業委員 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、市長から任命された者をいう。
 - (2) 農地利用最適化推進委員 法第17条第1項の規定により、米子市農業委員会（以下「農業委員会」という。）から委嘱された者をいう。
 - (3) 関係事業者 農業委員等が職務として携わる業務（許可、不利益処分及び行政指導の職務全般をいう。）の対象となる事業を行う法人及び個人をいう。
- 2 関係事業者の役員（当該役員の親族を含む。）、従業員、代理人、系列会社その他その事業に関係する一切の者は、前項第3号に規定する関係事業者とみなす。

(倫理原則)

第3条 農業委員等は、その使命を自覚し、その職務を執行するに当たり、次に掲げる倫理原則を遵守しなければならない。

- (1) 農業委員等は、常に公平かつ公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (2) 農業委員等は、公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自ら又は自らの属する団体の私的な利益のために利用してはならない。
- (3) 農業委員等は、法令等を遵守するとともに、刑法（明治40年法律第45号）に規定する収賄行為又はそのような疑いをもたれる行為をしてはならない。
- (4) 農業委員等は、職務上知り得た秘密を厳守しなければならない。当該職を退いた後も、同様とする。
- (5) 農業委員等は、行政指導に当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、これを行うものとし、関係事業者に対し、当該行政指導の内容の実現を強制してはならない。

(禁止行為)

第4条 農業委員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 関係事業者から金銭（せん別及び祝儀並びに小切手、商品券その他の有価証券を含む。）、物品（供花、中元、歳暮その他これらに類するものを含み、広く配布される宣伝広告用物品を除く。）を受けること。
- (2) 関係事業者から不動産の贈与を受けること。
- (3) 関係事業者と会食（パーティーを含む。）、旅行（研修及び視察を含む。）及び遊技（ゴルフを含む。）をすること。
- (4) 関係事業者から金銭の貸付け（業として行われるものにあつては、社会一般に通常と認められる利息のものを除く。）を受けること。

- (5) 本来自らが負担すべき債務を関係事業者負担させること。
- (6) 関係事業者から正当な対価を支払わずに役務の提供、不動産、物品等の貸与を受けること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、関係事業者から接待又は利益若しくは便宜の供与(社会一般の接遇として容認される湯茶等の提供を除く。)を受けること。
- (8) 市の機関及び農業委員会事務局(以下「事務局」という。)に対し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求を行うこと。

(禁止行為の例外)

第5条 農業委員等が、自らの意思でなく偶然又は不可抗力により前条第3号の規定に該当する行為をするに至った場合には、同号の規定は、適用しない。

(私的関係における行為の取扱い)

第6条 農業委員等が、私的な関係(親族関係、個人的な友人関係その他私生活の面における関係をいう。)がある者であって関係事業者に該当するものとの間においてする行為であって、当該行為が職務上の関係の状況、当該私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等に鑑み、公平かつ公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第4条第1号から第7号までの規定は、適用しない。

(報告義務)

第7条 農業委員等は、関係事業者から公正な職務の執行を損なうおそれのある行為を求める要求等があったときは、速やかに、農業委員会会長(以下「会長」という。)及び事務局に報告するものとする。

- 2 会長及び事務局は、前項の報告を受けたときは、速やかに、事実関係の確認を行い、必要な措置をとるものとする。

(会長の責務)

第8条 会長は、この規程の目的に基づき、その模範を示し、農業委員会を代表する者として、農業委員等に対して指導及び助言を行うとともに、農業委員等及び事務局の相談に応じ、この規程に違反する行為(以下「違反行為」という。)を未然に防止するよう努めなければならない。

(通報等に対する措置等)

第9条 会長及び事務局は、農業委員等の違反行為に関して通報等があったときは、速やかに、事実関係の確認を行うものとする。

(違反行為に対する措置等)

第10条 会長は、農業委員等が違反行為を行ったときは、総会に諮り、辞任勧告等の必要な措置をとるとともに、当該違反行為を行った者が農業委員である場合には、速やかに市長に報告するものとする。

- 2 会長自らが違反行為を行ったときは、会長職務代理者は、総会に諮り、会長職の解任、農業委員の辞任勧告等の必要な措置をとるとともに、速やかに、市長に報告するものとする。

附 則

この規程は、令和2年6月10日から施行する。